

決済システムの電子化と決済法理の変容

- 決済システムの電子化に伴う変容と決済法理への影響に関する 一試論 -

杉浦 宣彦*

概 要

インターネットの登場は商取引の世界に大きな影響を与えている。支払手段に注目すれば、オンラインベースでのクレジットカード利用の支払いが容易になり、さらに、インターネットバンキングサービス等で直接的に口座から代金支払いが可能になった。それらにより、電子商取引は、企業間取引はもとより企業消費者間の取引においても急速に普及し、市場は拡大の一途を辿っている。電子商取引の急速な拡大は、同時に、取引に必然的に伴う「決済」の領域に大きな変化をもたらしている。IT技術の発展に伴う売買取引と決済の結びつきや、インターネットを利用した金融取引の拡大によって、典型的な従来型決済方法である紙ベースの小切手決済は、規模的に減少する傾向にあり、それに替わって、振替やカード支払い等においては、何らかの形で電子的な手段もしくは方法が用いられてきている。電子化は、また、有価証券を無券化の方向へ導いている。そして、従来の決済に関連する法的概念や法理論・法律構成において、新しい考え方が登場してきている。以上の基本的な認識のもとに、本論文は、まず、決済の電子化により、決済方式が具体的にどのように変化してきたのか、その内容と過程を検討している。

次に、従来の決済法理が手段・方法の電子化に伴い変容しつつあることを、新旧の理論を比較して明らかにし、その作業のなかで、新たな意味で物権法理を導入しようとする最近の動きに注目し、金銭データや商業データなどの「情報」という概念と、その移動を法的に分析・検討している。また、そうした最新の「情報所有権論」や、改正社債等振替法の仕組みを基礎づける物権論的な考え方などを紹介し、諸学説の展開を辿りながら、新しい決済法理の潮流を指摘する。但し、本論文は物権論的理論構成に安易に依拠するのではなく、債権論的構成で説明されてきた従来の決済法理にも再度注目し、決済と、その原因関係である商取引等との連携から、決済の目的が元来、債権・債務関係の消滅にあることを指摘している。そして、決済におけるデータの流れをめぐる法律構成については、各法理（債権論と物権論）を並行させて説明すべきなのではないかという試論を展開している。

* 金融庁金融研究研修センター研究官

本稿の執筆にあたっては、福原紀彦 中央大学法科大学院教授に有益な御意見をいただいた。

なお、本稿は、筆者の個人的な見解であり、金融庁あるいは金融研究研修センターの公式見解ではない。

はじめに

電子的手段でモノやサービスの対価を支払うこと自体は、何ら新しいことではない。すでに、我々の日常においても支払過程の一部が電子的手段で行われているケースは多くみられ、1970年代から、コンピューターネットワークの進歩とともに決済手段の電子化は急速に進んできた。インターネットの登場は、その動きをさらに押し進め、一気にグローバル化している。それは、とりわけ、商取引の世界に大きな影響を与えた。オンラインベースでのクレジットカードによる支払いが容易になり、さらに、インターネットバンキングサービス等で直接的に口座から代金の支払いが可能になったことで、電子商取引は、企業間 (Business to Business (“B2B”)) 取引や企業 消費者間の取引 (Business to Consumer (“B2C”)) において急速に普及し、市場は急拡大している。このことは、例年行われている『電子商取引に関する実態・市場規模調査』(電子商取引推進協議会 (略称: ECOM)、経済産業省、NTT データ経営研究所の共同調査) において、2003年度のB2B取引は77兆円を越え(前年度: 46兆円) B2Cについても4兆円4,300億円(前年度: 2兆6,850億円)であったが、単に前年度比がそれぞれ、67.2%増及び65%増となっただけでなく、この5年でB2Bは約9倍、B2Cは約69倍に市場が拡大したという事実からもうかがえる。(ちなみに、これらの数値は、e-Japan 重点計画で2003年の目標とされていた数値目標(B2Bが70兆円、B2Cが3兆円)をはるかに超えている。)

このような電子商取引の急速な拡大は、同時に取引に必然的に伴う「決済」の領域にも大きな変化をもたらしてきた。IT技術の発展に伴う購買と決済の結びつきとインターネットを利用した金融取引の拡大により、典型的な従来型の決済方法である紙を使った小切手による決済は、世界的にも減少する傾向にあり、振替やカード支払い等、何らかの形で電子的手段もしくはその他の方法が用いられてきている¹。今やインターネットやICカード等を利用した電子金融決済は、一般の消費者も含めた利用者にとって何ら特別なものではなくなっている。そのことは、わが国においても、パソコンを利用したインターネットバンキングサービス(当時は、「パソコンバンキング」や「ファームバンキング」と呼ばれ、インターネットではなく、通常の電話線を利用していたものが多かった。)の契約口座数は、1998年には約30万口座にすぎなかったが、図表1のように、2002年には、約665万口座に増えていることからもうかがえる((財)金融情報システムセンターの調査結果²)³。

¹ やや古いデータになるが、以下のような統計もある。

<表 主要国の支払手段の変容> (取引数ベース1999年)(括弧内は、1995年の数字)

	小切手	口座振替	カード支払	自動引落し
アメリカ	68% (76%)	3.2% (2.4%)	26.3% (20%)	1.6% (1.2%)
イギリス	20% (40%)	17% (18%)	35% (24%)	19% (16%)
ドイツ	3% (7%)	50% (48%)	4.8% (3.5%)	40% (41%)
スウェーデン	0.3% (n.a.)	94% (95.6%)	2.2% (1.3%)	3% (3%)

(注) 日本の場合、全体の取引数に関する統計がないため、比率は不明。ただし、それぞれの取引件数の増減を見ると、以下の表のとおり。括弧内が1995年。単位: 百万

	小切手	口座振替	カード支払	自動引落し
日本	239.3 (305.8)	2,136 (1,842)	824.8 (3671.8)	n.a.

(出所) Statistics on payment systems in the Group of Ten countries (Figure for 1999) 等より

² (財)金融情報システムセンター「金融情報システム白書」(各年度版)

³ 株式会社インフォプラント (以下、I社とする (<http://www.info-plant.com/>)) のインターネットバンキングの利用経験についての調査(2004年3月)によると、利用したことが「ある」という人は78.3%、「ない」という人は21.7%であり、これは、4年間でおよそ59ポイントの伸びがあったことになる。また、インターネットバンキングを利用したことがない人21.7%(65人)に、今後、利用するつもりがあるかを尋ねたところ、「機会があれば利用したい」が39.1%、「わからない」が48.4%、「利用することはない」が12.5%で、約40%の人が前向きな姿勢を示した。この結果を受け、I社は今後ともさらに利用者が広がっていくことを予測している。

< 図表 1 わが国におけるインターネットバンキング（ファームバンキングサービス）の利用口座数の変遷 >

年	1998	1999	2000	2001	2002
実施金融機関数	445	436	481	575	498
契約口座数	297,405	348,119	364,739	1,497,937	6,647,735

（出所）金融情報システム白書（（財）金融情報システムセンター）各年度版より抜粋

これらのインターネットを利用した電子金融サービスの広がりには、単に、電子商取引の拡大に伴う決済が増加し、決済処理量が増加したということにとどまらず、実は、様々なニーズに対応できる豊富なメニューが取り揃えられ、単に取引の債権債務に関連する金銭データだけでなく、原因関係である取引全般の情報（データ）も同時に交換されるようなもの（情報伝達機能の付加）も含め、インターネットとのつながりや技術の進歩により多岐にわたる決済サービスが可能になったことによる。しかし、このような中で、商取引と決済の電子化、及び、それをめぐる法的構成に関する議論は、専門領域毎に部分的に行われる傾向が強く、包括的な検討はあまり行われてこなかった。そこで、本稿は、電子商取引の登場と発展に伴う、決済の電子化・決済形式がどのように変容し、決済法理にどのような影響を与えるのか、また、それらをどのような法理で理論づけるのかについて検討する。そのためにまず、決済方式の実際がどのように変化してきたのか、ビジネスモデルの変容について述べる。そして、従来の債権・債務論をコアとした振込・振替をめぐる法的構成から、最近、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、以下「社債等振替法」という。）をめぐる論考のなかでしばしばみられる証券決済における物権論的法理や、比較的新しい概念である情報（データ）物権論といった物権的法理までを決済の電子化の流れと併せて紹介しながら、その変化を説明・検討する。そのうえで、取引の原因関係にはやはり債権・債務の存在があるという前提のもとに、決済の電子化の中で物権的（所有権的）法理への変容がみられつつある資金決済をめぐる法理と債権法理の相対的關係に注目した試論を展開する。

なお、本稿においては従来の見解や解釈と相違する様々な見解を述べているが、これらは全て著者個人のそれであり、所属機関のそれではない。

第 1 章 電子決済システムと決済ビジネスモデルの変遷

1 - 1 . 決済の定義・概念

1 - 1 - 1 . 決済のビジネス上の定義・概念

電子決済システムについて論ずる前に、改めて、「決済とは何か」について、その概念や定義について整理しておくことは重要である。本稿は、電子的手段を用いた決済の法的分析をテーマとしているが、まず、冒頭で法学上のそれとはいくらか違いのある決済のビジネス上の概念について述べることにする。（決済の法的概念はビジネス上の概念を基礎に置きながらも、業法上の考え方に束縛される。そこで、「決済」の法的定義については、ビジネス上の定義とは分けた形で、第 2 章で述べることにする。）

さて、「決済」という言葉の意味を国語辞書等で調べてみると、それは、まず、「代金や証券・商品、または売買差金の受渡しによって、売買取引を終了すること。」（大辞泉）とあり、現代の商取引においては、現金の授受や手形・小切手の送付、振込等によりなされている。そして、決済は、その実態から分析してみると、4 つの階層的な概念で構成されていると考えられる（図表 2：決済の概念のイメージ図を参照）。1 つ目は、「決済 = 売買取引の終了 = 債権・債務の消滅」という定義、2 つ目は、決済の具体的手段、すなわち、送金、口座振込、口座引落、小切手、手形、クレジットカード等、3 つ目は、その手段を利用した決済スキーム、例えば、通常決済、ネットインギ、クレジット決済、手形、ファクタリング、一括支払等、そして、4 つ目は決済で利用される媒体の概念（つまり、どのようなツールが利用されるか。）である。媒体に関しては、さらに電子的か非電子的か、ネットワーク型か磁気カード型か、さらには、オープン型かクローズ型かなど、詳細に分けることが可能である。実際の決済においては、これらの概念がそれぞれ結びつく。例えば、「振込による決済」の場合、「振込」という手段を用いて決済を行うとか、ファクタ

リングの場合では、支払データの通知と振込という2つの手段で1つの取引が完結することになる。

<図表2 決済の概念図>

決済の概念	スキーム	通常決済、ネットینگ、クレジット、手形、請求代行、リ・インボイシング、ファクタリング、一括支払 etc			
	手段	現金、口座振込、口座引落、小切手、手形、クレジットカード etc			
	媒体	オープン	クローズ	カード	紙
		ネットワーク (携帯電話、PC など)		磁気・ICカード	
		電子的			非電子的
定義	決済 = 債権・債務の消滅				

(資料)(財)金融情報システムセンター「電子決済研究会(第3部)報告書」(1999年)における概念図等を参考に作成

1-1-2. 電子決済の概念

以上の決済という広い概念に対して、「電子決済」の概念を考えると、2つの要素があることに留意する必要がある。

まず、狭義では、元々ある決済の2つの機能、すなわち、「決済情報の伝達」、「資金移動」のうち、特に「決済情報の伝達」をオープン・ネットワーク上で電子的手段により行うことが、一般的に狭義の電子決済と定義されている⁴。(これに対して、各金融機関同士で行われている決済については、電子的手段により決済が行われているものの、その伝達方法はクローズであるため、この意味における電子決済にはならない。)

さらに、電子マネーなどを加えたものを範疇とする広義の定義があり、一般的には、この広めの定義が電子決済の意味として用いられている。以上のような概念の分類方法からすると、電子マネーは、「資金移動」の部分について、電子的価値記録を媒体として、ICカードやインターネットを用いて授受を行うものということになる。

それでは、以上のような決済の範囲・概念を念頭に、以下では個別具体的な決済システムを取上げ、決済の電子化への変遷を見てみよう。

1-2. 決済方式の電子化と分類

1-2-1. 既存の決済方式

(1) 現金決済

現金決済は、もっとも単純で効果的な決済の手段として、移動と携帯が容易で、取引にかかる費用がなく、移動経路の追跡記録(audit trail)が残らない長所がある反面、犯罪絡みの資金の移動で選好される側面もある。現段階では、おそらく全世界の決済取引件数の約80%が現金により決済されていると推定されている。現金は、もっぱら小額の商品の購入に利用されており、その証拠に、アメリカの場合、現金による平均取引の価値は11ドルであるという統計データもある⁵。

最近では、現金自動預払機(ATM)の普及により、利用者の現金へのアクセスが容易になっている状況があるが、カードの再発行及び現金保管の費用、カード偽造のリスクなどの短所から、現金よりも電子的手段を媒介した決済の方へ利用者がシフトするとともに、銀行業界でもさまざまな取組みが行われていることは、冒頭で紹介したような最近の電子金融サービスをめぐる動き(す

⁴ (財)金融情報システムセンター「電子決済研究会(第3部)報告書」(2000年)7頁

⁵ Miller, R., and D. VanHoose, Modern Money and Banking, 3rd ed. New York McGraw-Hill International, 1993

なわち、インターネット金融サービスの利用拡大の動き)をみても明らかである。

(2) 金融機関(主として銀行)を經由した決済

次に銀行を經由した決済の方式として 手形・小切手による決済や 振込・振替による決済、さらに最近では、銀行の口座の残高から引落される形のデビット決済がある。このうち、手形・小切手は、序章の表からわかるように、使われる数こそ少なくなってきたものの、銀行取引の多くの分野において利用されている。顧客サイドから見れば、手形・小切手の所持人は、その取立てのために取引銀行の当座預金や普通預金に入金し、または、代金取立てを依頼して現金化を図る。他方、銀行は、他の銀行もしくは所持人から支払提示される手形・小切手を取引先の委託に基づき当座勘定から支払う⁶。

振込では、支払人が取引銀行(支払銀行)に対して、受取人が口座を持つ銀行(受取銀行)に対して、代金相当額を振込むように指図(依頼)し、支払銀行から受取銀行へ同様の指図を行うことで、受取人の口座への入金が行われる。この入金によって支払人が持つ代金債務が決済されることになる。債務者である支払人が主体として決済が行われる形式であり、従来、振込資金を支払人が銀行の店頭で持参するか、自分の口座からの引落しを依頼する依頼書を店頭で渡して振込依頼をする方法をとってきたが、最近では、インターネットバンキングサービスにより、振込依頼もインターネットを通じて行うことが可能になっている。(この場合でも、インターネットは、指図を伝える手段として使われているだけで、振込の仕組みまでは変わらない。)

これに対して、振替は受取人が、支払人の口座のある支払銀行に対して、支払人の口座から引落し、受取人の口座への入金を指図するものであり、受取人が支払人の口座引落しを指図することから、受取人に指図発出権限が与えられ、支払銀行には、受取人指図に基づく口座引落権限が与えられていることになる。振込の場合とは違い、債権者である受取人が主体として行われる決済であり、毎回、決済の際に個別の引落しについて支払人の意思表示を要しない形であることが特徴である。

振込と振替は、どちらも送金による決済であることには変わらない。しかし、振替の場合、電話・電気等の公共料金や家賃等、継続的取引から生じる債務を一定期間分支払うような場合に利用され、事前に支払人から支払銀行に対して、受取人に指図発出権限があることを認め、口座引落権限を与える依頼書が出されているのが普通である。(ただし、不正な引落しが行われないように、引落し前に受取人は、支払人に対して引落内容を事前通知している。)この振込・振替方式は、現在、決済では一番多用されている形であり、実際、電子決済サービス中でもそのいくつかは、インターネットバンキングサービスを利用した振込依頼のように、指図の送付方法が単純に電子化されただけといえるものも多い。

デビット決済は、支払人のカードと暗証番号により、支払銀行の口座から引落し、受取人の口座への入金を行うものであり、振込とよく似た形態になっている。振込との相違としては、支払人の指図が受取人(店舗)に設置されている端末を通じて支払銀行に伝えられるということである。

1 - 2 - 2 . 電子決済システム

以上のような現金や銀行経由の決済システムに加え、技術の進歩を反映して、現在、さまざまな電子決済システムが提供・計画されている。これらのシステムは、主なものとして以下の4つ、すなわち、電子手形とネット決済、電子マネー、モバイル・ペイメント、オープン EDI に分類可能であると思われるが、簡単にそれらの概要を整理してみよう。

(1) 電子手形とネット決済

電子手形は、従来、紙ベースになっていた手形の流通を全て電子化して行う⁷サービスであり、

⁶ もっとも、現在、手形はむしろ、決済というよりは、貸出の分野では多用されている。貸付にあたり約束手形の振出・交付を受ける手形貸付、商業手形を満期に割引く手形割引や商業手形を担保にして貸付をする商業手形担保貸付は、中小企業金融においては、現在も代表的融資方法である。その点で、手形・小切手の機能で大事なものは、支払機能、送金機能、取立機能、そして、貸付部分で信用(保証)機能が働いていることであるといえる。

⁷ そういった意味では、全国銀行協会が2000年12月まで検討されていた紙式の手形をスキャナー等で電子データ化するチェック・トランケーション(全国銀行協会「チェックとランケーションの導入に関する基本方針につ

わが国では、信金中金が 2002 年より部分的にサービスをスタートさせている(無論、現在、電子手形法があるわけではないので、約定ベースでの取引になる)⁸。これは、手形の流通量が減少しているという現実⁹と企業倒産の増加や信用リスクの高まりといった売掛金と共通する論点に加えて、印紙税の負担があること、保管や運搬リスクの問題があること、紛失・盗難リスクがあるといった紙ベースの手形の抱える問題点を解決する方法の 1 つとして考えられた。(電子手形システムの詳細については、<http://www.sinkin.co.jp/scb/taikennbann/tegata1/htm> を参照。) なお、このサービスからさらに発展した形態の決済手段が電子債権として提唱されているが、現在のところ、まだ、確定的なビジネスモデルがあるわけではない。(この電子債権については、産業構造審議会産業金融部会金融システム化に関する検討小委員会「金融システム化に関する検討小委員会 報告書 - 電子債権について - 」を参照。)

一方、ネット決済は、通常の銀行口座間の取引ではなく、Paypal とか Paydirect という名称での支払サービスによる決済のことであるが、支払人と受取人がオンライン上で同じ機関に口座を持っていれば、資金の振替が単純化するという発想から、クレジットカード、普通銀行口座、プリペイド・カード等、さまざまな伝統的な決済手段を利用して、入金・出金が行われる仕組みであり、電子メールアドレスが口座 ID の確認に用いられるという簡易なシステムが用いられている。ただ、中間に伝統的決済システムを利用して、決済の確実性を高めてはいるものの、金融機関の姿が利用者からは見えてこないために、銀行免許を持たない形での為替取引や預金業務を行っているのではないかという捉え方もあり、米国では、利用者保護の観点から、一部の州で現在もその営業が禁じられている。また、英国では、銀行のサービスの一部としてネット決済サービスを利用者に提供することが、最近認められた¹⁰が、これは、銀行側の IT に強い顧客(インターネットでのアクセスが多く、窓口でのコストが比較的低い顧客)の取込戦略の 1 つとなっている。ちなみに、わが国では、この取引が銀行法における「為替業務」に該当すると考えられることから、銀行のサービスの 1 つの形態という形で行われている¹¹。

ネット決済の場合、特にネットオークションやネットショッピング等の決済で利用されており、オークションで成立した取引債権・債務の消し込みと、実際の決済の終了とがシステム内で連携している形になっている。

(2) 電子マネー

電子マネーは、金銭的価値を IC カード等に電子的に蓄積し、それをを用いて決済を行う小額決済用のツールである。一時期、欧米や日本でも盛んに実験が行われたがそのコンセプトや支払手段としての位置付けが明確でなく、使い勝手ももう 1 つだったため、実証実験のほとんどが短期間で終了した。しかし、最近では、乗車券や定期券等と一体になったものや、マイレージ・ポイントサービスとの連携等もあり、急速に普及してきており、今後もサービスは拡大する傾向にある。諸外国でも、すでに香港やシンガポール等では交通カードの一体化した電子マネーのオペレーションがスタートしており、ドイツ・フランス等では小額決済のためのツールとして推進する動きがある。

(3) モバイル・ペイメント

モバイル・ペイメントは、携帯電話や PDA を利用した支払手段である。これは、通信機器をインターネットバンキングサービスにおける PC のように指図伝達的手段として利用するものと、内蔵された IC チップに電子的価値を記録させ、それを利用するという 2 つのパターンが大きな枠組みとしてある。は数年前から既にスタートしているが、最近になって注目を集めてきてい

いて」(平成 14 年 3 月 19 日参照。)とは違う。

⁸ なお、電子手形に関しては、杉浦・松田・大谷・森下・池村「手形・小切手の電子化(ペーパーレス化)をめぐる法的研究」金融庁金融研究研修センター ディスカッションペーパー Vol.5 (2003 年)で信金中金の電子手形サービスを参考に、法的課題を検討している。

⁹ 平成 4 年には、まだ、約 350 百万枚程度の手形が手形交換所に持ち込まれたが、平成 14 年には、約 170 百万枚にまで落ち込んでいる。

¹⁰ 具体的には、HSBC paydirect サービスのこと。英国の銀行である HSBC は、これにより IT リテラシーの高い顧客の獲得を狙っている。

¹¹ 詳細は、イーバンク銀行ホームページを参照 (<http://www.ebank.co.jp/>)。

るのは のそれであり、本年度からは、電子マネーとしての運用がスタートした¹²。携帯電話の普及度の高さを背景にして、今後、支払ツールとして小売店での支払いや交通機関での利用が計画されているが、 は、指図の伝達方法の新しいタイプであり、むしろ、(1)に、また、 のタイプについては、電子マネーと同じといえるので、(2)と統合して考えてよいと思われる。(これも現在のところ、店舗やサービス事業者への支払ツールという形ではあるが、今後、個人間の支払い(技術的には既に可能)に利用される場合、それが為替にあたるか等の法的側面を含めた再検討を行う必要がある。)

(4) オープン EDI (Electronic Data Interchange)

オープン EDI とは、銀行が利用者からの支払指図等をオープン・ネットワークを通じて受付け、電子資金決済等を通じて、預金口座間の振替処理等を行うシステムであり、決済の原因関係である商取引に関する電子データ交換と資金取引に関する電子データ交換とを連動して処理する仕組みのことである。現在は、資金効率並びに物流効率、在庫管理のために、大手企業の大半が、EDI システムそのものを資金決済センターや物流管理センターと結びつけ、企業グループ内ネットワーキングを行い、差額だけが決済される仕組みを用いている。このような仕組みでは、決済時期の調整を行うことで、購買連動決済への転換を果たしたり、決済の原因関係に関する情報を売り手に伝達したりすることによって売り手のニーズが充足されている。また、支払回数を効率化しているので、個別の支払に際して銀行のホストコンピューターにアクセスすることはなく、経済性に配慮した形になっている。つまり EDI では、金銭データを実質的に動かしていく資金の引渡しに関する取引当事者間のメッセージである「金融(資金)データ」と、商取引に関する注文や請求、納品等を含む取引当事者間のメッセージである「商取引データ」とを連動させて処理する。金融データと商取引データは、常に同時期に流されているわけではないが、ある程度の関連性を保った状態になっている¹³。

1 - 3 . 電子決済システムの導入と決済方式の変容

このような電子決済システムの登場は、決済システム全体にどのような変化を与えているのだろうか。

簡単にまとめてみると、次の4点が主な変化であると考えられる。まず、第1に、コンピューターの技術発展やインターネットに代表されるようなインフラの飛躍的な向上が、決済業務で処理が可能な量とスピードを飛躍的に向上させたことである。また、人的な手続きが必要な部分が最小限に押えられてきており、この点は、単に量とスピードの問題を解決しただけでなく、決済コストの低減化にも役立った。第2には、チャンネルの問題である。従来の決済は、サービス利用者が銀行の窓口や ATM へ行くことが必要であったが、インターネットの普及により、利用者の持つコンピューターや携帯電話、そして、多機能化した IC カードがチャンネルとして登場し、決済の世界もまさにいつでもどこでも利用可能な「ユビキタス」状態になってきた。第3には、多様な事業体の決済ビジネスへの参入がみられるということである。インターネットを利用した決済システムの登場により、決済ビジネスのコストは著しく低下し、2003年には、異業種の参入によるインターネット証券会社やインターネット専門銀行の登場につながった。また、電子マネーの世界では交通カードとの一体型の登場の例でわかるように、様々な企業の参入がプリペイド・カード形式で始まっている。さらに、近年では決済システムそのものが IT 化の流れの中で複雑・多様化した結果、それによる負担を軽減するためにも、金融システムのアンバンドリング化が進行しており、直接的に決済ビジネス全体のプロセスに参画していなくても、それを支えるシステムの管理・維持を引受けた企業やそのシステムそのものが決済業の運営に大きな影響を与える形になってきている。最後に、第4には、金融 EDI の場合のように資金移動(金銭)データと商取引データとの統合化が進んできていることである。これらのデータの統合化は、商取引における支払のタイミング(前払い・同時(即時)払い・後払い)と入金情報をうまく連動させて、帳簿上、販売・購買データ(債権・債務)とのつき合せを円滑に行わせることで、事務効率を向上させる

¹² http://www.nttdocomo.co.jp/p_s/service/felica/

¹³ このようなオープン EDI を通じた「資金データ」と「商取引データ」との相対性については木下信行・日向野幹也・木寅潤一『電子決済と銀行の進化』137頁以下、日本経済新聞(1997年)を参照。

このみならず、上記のように、企業の資金効率を向上させる。また、第3と第4のポイントは、これまで、決済に関わってきた仲介者の役割の変化を指している。つまり、従来、決済の仲介者は銀行であり、資金移動データを右から左に流しているだけだったが、様々な商取引データとの連動により、エスクロー・サービスやオンライン・マーケット等といった新たな仲介ビジネスが登場し、商取引データと資金移動データがパッケージになって移動するものも出てきており、資金移動データだけでなく、取引に関するデータの移動にまで広く関わる仲介者の範囲と役割の拡大的な変化が見られる。このうち、第3のポイントは、参入資格の見直しという問題であると解されるが、第4のポイントは、「決済」の一連の流れの中で、これまで別物として捉えられてきた2つのデータ（資金データと商取引データ）の流れを結びつける新しい動きであるといえる。

そこで、次章以降では、法の世界で、これまで「決済」がどのように捉えられ、そのうえで、決済の電子化が進行することにより、これまでの決済に関する法理論がどのような影響を受けるのか（もしくは受けてきたのか）について検討を加えていく。

第2章 従来の電子決済をめぐる法理論

2 - 1 . 決済の法的概念と既存の決済システム

2 - 1 - 1 . 決済の法的概念とは

商取引の上で、「決済」や「決済機能」という言葉がしばしば使われるが、その法的定義に関しては、法律上で定義づけられたものではなく、時に、様々な見解が混在している。ただし、一般的には、「決済」の定義は、「売買取引及び金融取引において貸借関係を終えること」とされる。ここで「終える」という意味は、これまでの状態が終焉することであり、取引の全過程が終了し、当事者双方が完全に満足した状態、つまり、ファイナルティが成立した状態のことをいうとされる¹⁴。このことは、普通、債務者が債権者に決済資金を支払うことで、債権・債務関係が消滅する状態のことをいうと考えられるが、企業同士が、お互いの債権・債務を相殺しあうことでも貸借関係は終了し、ファイナルティが実現して、「決済」が行われたということになる。

さらに、「決済機能」という言葉もよく使われるが、これは、「売買及び金融取引における貸借関係を終えることを第三者が営業行為として仲介する機能」¹⁵のことであり、ここでいう「第三者」とは、電子決済の場合においては、銀行等の伝統的な金融機関だけでなく、決済仲介機能を提供する新たな形態の業者といった決済の「仲介者」のことである。これらを総合すると、決済機能の構成要素は、「決済資金」と「当事者（債務者・債権者）を含めた決済の関係者」という幅広いものになる。

2 - 1 - 2 . 為替取引の法的概念

決済をめぐる議論が時折迷走するのは、銀行法第10条における「為替取引」と混同されることも1つの理由である(実際、上記1 - 2 - 2 (3)のモバイル・ペイメントの部分でも紹介したように、その違いがほとんどないものもある。)が、為替取引とは、「空間的・距離的に離れた隔地間で、直接的に現金を送金せずに、資金の授受の目的を達成すること」¹⁶と一般的には定義されており、現金や手形を債務者から債権者へ持っていくという防犯上危険な行為をすることなく、安

¹⁴ 小山嘉昭 『詳解 銀行法』 154 頁 金融財政事情 (2004年) この定義とは別に、菅原治氏は、広義の定義として、「ある当事者間において債務弁済その他の目的で資金移動をなすべき場合において、その資金移動の目的を達成すること」(菅原治「振込取引と原因関係(1) - 決済・為替および振込理論の再構築のために」金融法務事情 1358号44頁(1993年)と定義しているが、実務上は、その定義の方がわかりやすいかもしれない。

¹⁵ 小山嘉昭 『全訂 銀行法』 206 頁 大蔵財務協会 (1995年)

¹⁶ 小山嘉昭 前掲書 203頁、細かい部分ではあるのかもしれないが、この定義において、何をもち、隔地間取引とするかはさらに難しい問題である。また、為替取引に関する定義としては、木内宜彦 『金融法』 151頁 青林書院 (1989年)では、「隔地間における金銭の貸借の決済ないし資金の移動を、現在の輸送を行わずに、金融機関を介して実践する仕組み」としている。田中(誠)教授は、為替について「現金の送付によらないで隔地間の貸借を決済する」(田中(誠)『新版 銀行取引法(三全訂版)』経済法令研究会 (1984年))こととし、実務の現状に沿ったいくらか広い解釈をしている。

全かつ迅速に資金を送ることができる。

銀行法第 10 条における為替取引は、為替作用をなす一切の取引を包括的に指すものと考えられる。2 - 2 にて、振込の法理について述べる際に再度詳述するが、為替取引の基本的な仕組みは、金銭貸借の決済ないし資金移動を必要とする者（依頼人・支払人）が、例えば、A 地の銀行に送金ないし取立てを依頼すると、B 地の銀行が相手方の現金の支払いや現金の取立てをするということにより行われる。よって、本来の原因関係を形成している送金者と受取人とそれぞれが口座を持つ銀行との取引関係に加え、A 地の銀行と B 地の銀行の間にも、特別な関係が形成されていなくてはならない（本件の場合、送金をした銀行（A 地の銀行）のことを仕向銀行といい、資金を受取った銀行（B 地の銀行）のことを被仕向銀行という。）このように、為替をめぐる法律関係は、依頼人と仕向銀行、仕向銀行と被仕向銀行、被仕向銀行と受取人との間に成立している。

それでは、為替取引と決済（もしくは決済機能）とはどのような関係に立つのか。第 1 として、決済行為は異なる名義間の資金移動によって行われることから為替取引の一形態とされる。第 2 には、決済には、金銭債権・債務の生産が必ず関係しているが、為替取引には、金銭債権・債務は全く関係ない、資金の授受で単なる送金も含まれる（例えば、親から子供への仕送りや、自己口座の銀行間の移動などがそれである。）第 3 には、為替取引は必ず資金移動を伴うが、決済は資金移動を伴わない、相殺等¹⁷も含む。全体としてみると、決済と為替取引ではそのかなりの部分が重なっている。しかし、単純に概念上の違いを言うとするれば、決済に含まれる「相殺」等は為替取引ではない。その一方、「単なる送金」例えば、自己宛送金や親からの仕送りなどは決済の概念には含まれないことになる。

2 - 2 . 振込と資金決済をめぐる法的構成と論点

以上のような、決済（為替）取引は、わが国においてはそのほとんどが、振込によって処理されてきた。そこで、以下では、まず、振込の法的構成の再検討を試みる。

2 - 2 - 1 . 振込取引をめぐる法的仕組み

それでは、まず、典型的な振込決済のケースを想定してみよう。まず、振込人を A とし、振込依頼先銀行を X 銀行、振込みを受ける者を B とし、B が預金口座を有する銀行を Y 銀行とする。この場合、まず、A と B との間には、通常、決済をする必要性がある何らかの債権・債務関係（例えば、A が B から購入した商品の代金債務等）すなわち、振込の原因関係が存在すると想定される。（支払人・振込人を A、受取人を B とし、振込依頼銀行（支払銀行・支払人が口座を持つ銀行）を X、振込を受ける銀行（受取銀行・受取人が口座を持つ銀行）を Y とする。）

A はその債務の弁済を意図して、銀行へ行き、その振込依頼書に振込先金融機関、受取人名、金額等を記入し、振込資金を提供する（または口座引落を指示する）。インターネットバンキングを利用していれば、そこでは、上記のような必要なデータの入力ということになる。このことにより、振込依頼者である A と振込依頼銀行である X との間に振込を受ける Y 銀行（被仕向銀行）にある受取人 B の口座に振込むように委任する契約（民法 643 条における委任契約）が成立し、X は A に対して、Y に B へ振込通知を発信する義務を負う。XY 銀行間にある為替取引契約¹⁸に基づき、X が Y に振込通知をすることで Y は B の預金口座へ記帳し、受取人である B に通知する。このことにより、B は預金口座に入金された振込について預金債権が成立（取得）することになり、為替手続が完結することになる。このことにより、AB 間決済が本来の通貨による対価支払いの代わりに民法 483 条における代物弁済により原因関係上における債権債務関係が終了したと解釈するわけである。この振込の例でも明確なように、決済は、外見的にはひとつの取引のように見える

¹⁷（「相殺」とは、当事者 2 人以上が互いに同種の債権を持っている場合に相互に弁済する代わりに、相互の債権を対等額だけ消滅させることをいう。「相殺等」としているのは、商法における交互計算（商品が経常取引をする者との間に生じる債権・債務についてその各弁済期に計算することなく一定の期間内の取引から生ずるその総額について相殺し、その残高を支払うこと）のことで、法的には広い意味で相殺に属するからである。）

¹⁸ 以前は、各銀行間で為替のための相対契約（いわゆるコルレス契約）があり、まず、その契約が存在するか否かを調べるのが振込・送金の基礎であったが、最近では、国内・国外それぞれに、（公的であったり、民間が主体であったり様々な形態があるが）決済機関があり、これらとの契約と約款が一つの資金為替上の共通ルールの形とみなされている。

が、その構造は、いくつかの契約が入り組んだ複雑な形態になっている。岩原教授の整理によれば、それは、7つの構成要素、すなわち、資金移動者と受取人の間の原因関係（対価関係）資金移動者と資金移動銀行（仕向銀行）の間の資金移動取引契約、資金移動者の資金移動銀行に対する資金移動指図、資金受取人と資金受取銀行（被仕向銀行）の間の移動資金入金承諾契約、資金移動銀行の資金受取銀行への為替通知、資金移動銀行と資金受取銀行の間の為替契約、そして、それに基づく両銀行間の移動資金の決済から成立していることになり¹⁹、当事者関係の視点で考えると、²⁰、²¹の契約を前提に²²に基づいた送金依頼人による²³の指図がなされ、それを受けた受取銀行が入金記帳し、²⁴の決済終了になるという仕組みになる。（決済の電子化が進んでも、インターネットバンキングサービスや、ネット証券取引は、従来店頭から、もしくは、電話・ファックスを通じて顧客から出されていた取引指図を単純にインターネット経由に乗り換えたただけであり、銀行間の決済は、ATMによる振込依頼が可能であることに象徴されるように、すでにデジタルネットワーク化され、電子化は終了しているものの、閉じた形であり、単純に既存の様式を電子化しただけで従来の決済システムと比較的近い形のものであるため、法律構成や理論への影響はない。）

ただし、この振込という格別の問題も発生しないように見える決済の仕組みをめぐる法的問題点は、比較的単純な例を見ても支払人・受取人・仕向銀行・被仕向銀行の4つそれぞれの間が預金契約や為替取引契約で結ばれており、それらの契約関係が相互にどのような関係にあるかに影響される。この問題に関して、従来学説は、振込依頼人が仕向銀行に対して被仕向銀行にある受取人の口座へ入金するように事務処理を委任する契約（民法643条）をしたと解釈し、他行間取引をその連鎖であるとする多段階委任契約説と、振込の最終目的として、受取人が預金債権を取得するという点に着目して、仕向銀行が、受取人を受益者とする第三者のための契約を被仕向銀行と締結しているとする第三者のための契約説（民法537条）単に振込依頼人が仕向銀行に受取人の口座への入金を指図しているだけと解する支払指図説（ドイツ民法783条以下のAnweisungの考え方²⁰）さらに、実務的な側面から為替取引と振込依頼人（支払人）・受取人間の預金債権による決済を接続させた取引とする考え方（振込接続決済説²¹）を示してきた。なお、いずれの立場をとるにせよ、問題発生時にはこの取引全体を考慮することになるが、現在、わが国で通説とされているのは、比較的実務的感覚とも近い多段階委託契約説である²²。

また、振込をめぐる法的問題については、他に、受取時をいつとするのか²³、成立時期をいつにするのか、仕向銀行と被仕向銀行との関係はどうなるかといった様々な面がある²⁴が、取引の原因関係との関連性については、従来争いの多い、誤振込の判例が参考になる。これをめぐっては、

¹⁹ 岩原紳作「コンピューターを用いた金融決済と法」金融法創刊号 9頁（1985年）

²⁰ 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』25頁、信山社（1986年）

²¹ 菅原胞治「振込取引と原因関係（3） - 決済・為替および振込理論の再構築のために」金融法務事情 1361号 117頁（1993年）

²² 田中誠一『新版 銀行取引法』（四全訂版）263頁、経済法令研究会（1990年）

²³ 振込みの問題の場合、受取時をいつにするのか、その法的根拠は何かという問題を抱えているが、これには、従来より預金債権成立の時期を明記している当座勘定約款や普通預金約款並びに総合口座取引規定等による約款説が有力である。

²⁴ 成立時期については、被仕向銀行による入金記帳時とする説と、被仕向銀行が振込金を取得した時期であるとする説がある。入金記帳時を預金債権成立時としてしまうと、被仕向銀行が振込金を取得しているが、預金債務を負担していない状況が事務的な入金プロセスの過程で一時的に発生することになる。この間は、依頼人が原因関係で負担している債務の決済がなされているという不利益が生じ、これを回避するためには、振込資金取得時、すなわち、被仕向銀行が仕向銀行から送金通知を受領した時点で預金債権が成立すると解することが必要となる。この立場に立つと、入金記帳は受取人への資金解放の要件に過ぎないことになる。なお、入金記帳時、撤回不能時、資金解放時が必ずしも一致せず、立法上も異なる点がかねてより問題とされてきた部分である。

また、次に仕向銀行と被仕向銀行の関係についても被仕向銀行の法的地位に関して、復代理説、独立委任契約説、履行補助者説等があるが、復代理説や履行補助者説については、依頼人に対する被仕向銀行の直接責任を認める点や被仕向銀行の過失を仕向銀行にも責任追及しうる点を指向しているが、逆に各銀行の振込に対する関与の独立性、したがって責任範囲も確定できるという考え方からは独立委任契約説が導かれる。ちなみに、判例（東京高裁1984年（昭和59年）2月14判決、金融法務事情1066号36頁）では、振込依頼人が仕向銀行に受取人へ入金通知をするように依頼したにも係わらず、仕向銀行からその委託を受けた被仕向銀行がそれをしなかったために振込依頼人が被害を受けたケースにおいて、被仕向銀行を仕向銀行の復代理人と解し、民法106条2項を類推適用して、仕向銀行の責任を否定している。

原因関係との関連性を認める判例・学説と、原因関係の不要を唱える銀行実務との主張の間には大きな乖離が存在したが、最高裁判例（最2小判1996年（平成8年）4月26日判決）でその方向性が明確化されている²⁵。

第1審判決（東京地判1990（平成2）年10月25日）は、民事執行法38条1項を類推適用できると解釈し、また、第2審判決（東京高判1991（平成3）年11月28日）は、預金債権の有効な成立のためには依頼人と受取人の間に取引上の正当な原因関係が存在することを必要としている。

これに対して、上記最高裁判例は、有因的に考えていることをうかがわせる規定は普通預金規定にはないので、振込の安全・迅速な資金移動のための手段としての機能を考えると、原因関係の存否と預金の成立とは無関係であるとし、その上で、預金債権が有効にAの口座に成立する以上、Aに対する不当利得返還請求はともかく、預金債権自体の譲渡を妨げる権利は有しないとし、破棄自判したものである。

つまり、この判決では原因関係の存否と預金債権の成否の関係には直接的な関係がないとされた。このような論争は、そもそも、決済を、原因関係の決済をするための手段と考えるか、それとも、原因関係は、振込依頼者と受取人の間の事情であり、銀行はそれに関知する必要はないと考えるのかの違いであるが、確かに実際、銀行の振込依頼書（インターネットバンキングサービスの振込依頼画面）には、原因関係を一部記入できる欄があるが、これも、外国為替法上並びにマネーロンダリング防止等の目的のために一応の確認を行うものであり、記入欄等があるからといって金融機関が原因関係と当該振込とを連動させて扱う義務を負うわけではない。つまり、銀行は多少委託内容を知り得る立場であったとしても、委託内容を推論する義務はないのである。

入金記帳に原因関係と切断された無因性を認めるドイツ法（英国も同様の法理）とは異なるが、以上のような現在の日本法の解釈も、基本的に取消・無効による連動の可能性、すなわち、原因行為の瑕疵が振込指図の瑕疵を導く場合があり得ることを認めていることになる。（ただ、この誤振込をめぐる問題は、その本来の発生要因が、原因関係の瑕疵ではなく、振込委託の瑕疵から発生しているケースが大半であり、従来、この2つのレベルの違いがきちんと区別されてこなかったことに留意する必要がある²⁶。）ちなみに、米国統一商事法典（UCC）4Aは振込について原因関係を問題とせず、入金記帳後は、預金債権を有効成立させる形になっている。したがって、現状では、以上のように振込と原因関係との間は分断されているとの法理があり、その意味では、前述のように取引データとそれに対応する決済データが統合されている電子決済の場合ではこの振込法理の応用は難しいということになる。

第3章 決済の電子化と決済法理の変容の可能性 情報と金融資産移転のための法制

3-1 電子決済システムと原因関係および情報の関連性

以上のような整理をした上で、まず、電子決済システムを決済類型別に分けると、以下の表（図表3）のような整理が可能である。

²⁵ この判例の事実関係は以下のようなものである。株式会社Xは自己の賃料債務約558万円を振り込むために、振込依頼書をコンピューターで作成して、入金依頼をD銀行O支店にし、受領者Aが口座を有する同行U支店に入金がなされた。ところが、本来の債権者であるBはすでに別銀行に口座を持っていた。（ちなみにAとBは、同じ呼び名の会社で、漢字が1文字違う。）これは、Xの社員が間違えて、振込依頼書を出力したために発生したことがわかり、Xが債務のないAに支払った形になった。Xはこの誤りに気が付き、D銀行に取戻しを依頼したが、承諾を得ようと銀行がAに連絡をしたときには、Aはすでに倒産し、行方不明状態になっていた。Xは、Aの預金債権を仮差押えし、Aの債権者Yも差押えをかけた。XはYの強制執行を排除するために、第三者異議訴訟を起こしたのが本件である。

なお、本判決については、解説・評釈については実に多くのものがある。岩原紳作「判批」金融法務事情1460号11頁（1996年）、木南敦「誤振込と預金の成否 - 最2判平8・4・25をめぐって」金融法務事情1455号11頁（1996年）、川田悦男「振込み依頼人の誤振込による預金の成否（積極）」金融法務事情1452号4頁（1996年）等、多数あるが、それらの学説を詳細に整理し、再検討をしたものに森田宏樹「振込取引の法的構造 - 「誤振込」事例の再検討」『金融取引と民法法理』123頁以下、有斐閣（2000年）がある。

²⁶ 高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』（第二版）171頁、有斐閣（2001年）

< 図表 3 電子決済パターンと法的問題点 >

決済類型	振込	振替	デビット	電子マネー
電子決済	代引き・収納代行	口座振替 収納代行	デビット	電子マネー
	収納代行	クレジット決済 (+クレジット収納代行)		
	エスクロー	電子メール決済		
	プリペイド決済・電子メール決済・インターネットバンク決済	インターネットバンク決済		

(資料) 本多正樹「インターネット取引の決済について」金融法務事情 No. 1608, 1609 における表を基に電子決済部分のみを整理

以上のように電子決済の様々なパターンは、既存の決済機能別に分類することが可能である。しかし、これらをその決済に係わる取引における原因関係との連動性の強さを基準に、再分類してみると、以下の表(図表 4)のようになる。

< 図表 4 電子決済と取引原因関係との関連性 >

原因関係との連動性	
強 ←	→ 弱
代引き(コンビニ収納) 収納代行 エスクロー決済 クレジット決済 デビット決済 振替	電子メール決済 電子マネー
単純な送金目的の振込指図(インターネットバンク・サービスによるものも含む) → 原因関係との関連性(有因性)は推測しにくい。	

以上のように、電子決済の特徴は、決済の原因関係との密接な関係(連動性)の強さにあることがわかる。例えば、資金データが資金引渡しのための取引当事者用のメッセージ(情報)であるのに対して、商業データは、取引に係わる発注・受注・検収、請求等取引当事者間のメッセージを表す情報であり、両者は、その機能が請求に対する支払いの段階で重複しており、電子商取引におけるオープン・ネットワークという特徴の中で、もともとの取引関係(=原因関係)における情報の仲介と金融決済が結合して、金融 EDI としてこれらのデータが連動処理されており²⁷、実際貿易金融の分野では、かなり普及したものになっている。

やや法の話からはずれたが、このような金融決済と原因関係が連動することについては、インターネットが広がる前にも、特にグループ間や協力会社間での取引データとそれに対応する金融データを統合する EDI の検討が法学の分野でも試みられてきた²⁸が、確立した学説等が存在していたわけではなかった。しかし、上記の平成 8 年最高裁判決はともかく、基本的には有因主義をとっている日本法の現在の解釈では基本的には取消、無効による連動の可能性、すなわち、原因関係の瑕疵が振込指図等の瑕疵を導く場合があり得ることを認め、損害を受けた第三者が現れた場合に、現存利益の縮減等による賠償等の手段で対処することを検討すべきであろう。以上の分類のように、電子決済取引の進歩により、通常の振込における金銭債権の移動に係る指図方法を電

²⁷ 木下・日向野・木寅、前掲書 137 頁以下を参照。

²⁸ 内田貴「情報化時代の継続的取引」『日本の民法学の形成と課題(星野古稀)下』725 頁、有斐閣(1996 年)

子化した部分だけでなく、流通と金融が結合し、その商取引データと金融データが結合され、個々の顧客の様々な情報（購買情報や属性情報など）と振込等の金融データをリンクさせることで、財・サービスの効率的な提供が図られてきている。同時に、様々な媒体や手段（例えば、職員等の訪問、ダイレクトメール等の広告の発送）による宣伝・広告分野や在庫圧縮や品揃えの改善等の流通プロセスの効率化も進んでいることから、両者を引き離すことはできず、その点からも、このような「データ結合型」については、原因関係との関連性が強く、データそのものが価値を持ち、そのデータの所有者が絶対的権利関係を持つ形になっている。したがって、電子金融決済システムに関しての法律構成についても、その2つの連動性がどこまであるのかにより決定されるものでなくてはならないと考える。（もっとも、現段階でもそれぞれのシステムの違いにより、連動性の幅や、連動性がスタートする、もしくは、継続するタイミングが違うので、一元的なルール作りを行うことは非常に困難である。）

3 - 2 . 情報所有権論の視点からの検討

いわゆる純粋な資本取引の場合は除かれるが、原因関係である元の取引の内容やそれに関連する情報と金銭情報が、データとして同時並行的に（もしくは、関連づけられた形で）移動する EDI のような取引の中では、価値を持った金融（金銭）データや商取引（物流）データといった情報そのものが価値を持っており、それらは、取引を行う両者間で「所有」の意識を伴った「情報財」として捉えられている。そこから、最近のデジタル情報取引をめぐる法理（情報所有権論を含む）とを関連して議論していくことも可能ではないかと考えられるが、この考え方は、まず、金融データなどのいわゆる形のない「情報」をひとつの価値ある「情報財」とし、「情報財」を物権のひとつとして定義して考えるものである。（本稿では、これを「情報所有権論」と呼ぶことにする。）

まず、「財」の経済的な利益の享受には財が希少性を有していて、所有者等が実効支配できることが望ましいが、すでに、現行の法制は法制度的措置を講じ、外界から認識し得る表象を情報財に付与することで占有していることを示し、もって情報財に希少性と支配可能性を付与している。（典型的な例としては、それ自体が共有並存が可能で再生産費用も少なく、物性的には希少性を有しがたく、かつ占有しがたい情報財について知的財産権制度を設けていることが挙げられよう。この制度の設立により、有体物と情報財との間で相反する特性に起因する権利保護や利用上の問題の解決を図っている。）

しかし、電子化された金融データのように、有体物でない情報財に配分や利用を制限するような仕組みを設けることは、自由な移動という情報財の基本的特性を妨げる効果になり、「財」の効能を享受するには権利の排他性が必要であるが、有体物と著しく異なる特性を持つ情報財にも有体物が具備するような物権論上の絶対的な排他性が必要なのが問題となる²⁹。さらに、金銭的価値といった金銭情報を含む情報財は有体物と違い、特定性や独立性、さらには、単一性がなく、共存共有も可能なケースがあり、その態様もいろいろな形に変化する。また、電子決済の場合であれば、金融データと商取引データなど、本来なら違う性質のものが混在している場合もある。したがって、権利の内容等を一意に確定した法律構成をとることは難しく、それぞれの財の個性と態様に対応して、相対的かつ動的に権利内容を契約等で定めることで、情報財の実態に合致した財の効率的な利用と配分が実現可能になるであろう。

以上のように、情報特性の観点から物権・所有権に係わる現行法制度をみても、有体物における領域と情報の領域では所有に関する概念と保護されるべきものが異なる。そこで、所有権絶対とする近代私法関係において、金融データを含む情報の領域等における所有権概念について検討してみる。

やや概念的であるが、まず近代社会においては、全ての財物に所有者がおり、また、所有の境を画し、契約等により所有の境界と権利を相互に認証・保全することを前提条件として成立している。しかし、所有権絶対の原則による私的所有権の際限のない拡大は様々な社会的かつ個人的な問題を引き起こすことから、従来、所有に起因する問題や紛争に対して対応する法制度の構築

²⁹ 実際、知的財産権法制でも明らかであるように（例えば、著作権法1条や特許法1条など）現行においても、有体物と同程度の排他性を情報財に認めているとは言えず、一般的に情報財の排他性は有体物と比較しても弱い。（ただし、情報財の特徴として、法制度に付与される排他性の弱さを技術上のセキュリティ強度の強化で排他性を高めるといったやり方は可能である。）

により権益等の調整が行われてきた。(また、所有権を含む、物権の概念もその権利の排他性の強さから物権法定主義のもとで、その範囲が限定されていることもその1つといえる。)特に、所有権は対象とする全ての財を使用収益・処分する権利であり、また、それらは交換・譲渡・取換え可能であると見なされることから、絶対的所有が存在し得るのが問題となる。また、この所有概念を大まかに再構成すると、期間限定の限度内での利用権という定義も可能ではなからうか³⁰。このように解するなら、所有権の実体としては、財を利用できる機能に価値があるということになり、このことは、情報(金銭的価値情報を含む)においても有体物と同様であるといえる。ただし、情報の領域にあるものは一般的に有体物に比べて機能に価値を求める傾向が強く、かつ(金融関連情報が特にそうであるが)流通速度が早く、期間や利用範囲が短い。例えば、貿易 EDI 決済のようなものを想定した場合、現状においては、売主・買主ともに、その金融データと商取引データは、コンピューターに記録されており、権利証書のようなものは存在せず、そのデータ(情報)価値として同時並行的に流通し、その内容確認等まで機械が行ってくれる。このような局面では、金銭データの移動も従来の金銭債権の移転というよりは、情報財として財産権とし移動していると取扱うことも可能なのではないかと考えられる。

決済の電子化の流れは、以上のように情報の流れにより取引・決済が行われていくことであり、デジタル経済社会の主要な要素である情報は、財であっても形がない(有体物ではない)以上、(すでに、MP3等の音楽ソフトのダウンロード等のケースで明らかのように)有体物だけに価値を求める概念は通用せず、利用できる機能に価値を求める概念に大きくパラダイム転換する必要があるのではないかと考えられる。金融データに関して、既にプリペイド・カード等の世界で電子的金銭価値という目に見えない金銭的価値の存在が広く受け入れられている³¹以上、このような「情報の法制度」を投影させることで、その所有権性の根拠づけにしていく考え方もあり得るであろう³²。

3 - 3 . 電子化に伴う金融取引と口座システム法理

以上では、EDI等を例にして、金銭データと商流データ(原因関係)との結びつきと「データ所有権」の概念から、金銭データの所有権(物権性)を主張したが、従来から「モノとカネの相対化」に関する概念に基づき、モノは物権的に、カネは債権的に取扱うという考えとは違う主張も展開されている。これらは、通説とはいえないが、例えば、金銭所有権に対して、他の一般所有権よりも優先する物権的保護の可能性を与えようとした四宮説(「物権的価値返還請求権」)³³を皮切りに様々な説が主張されてきた³⁴。その上に近年では決済の電子化・情報技術の進歩による決

³⁰ この場合の期間や利用の射程範囲はモノや利用者の性質や特質によると考えられる。

³¹ 現実に、プリペイドカードの利用者は、利用時に所有している人がカード等を利用できる(逆に紛失等の場合には保証されない)ことは広く認識されていることである。

³² 情報(データ)は、共存共有が可能であり、しかも、再生産費用も少なくすむ、加えて、希少性、支配可能性もなく占有・排除も困難で特定性・独立性、単一性もなく、さらにさまざまな境界を消滅させるという性状特質を有している。

また、デジタル経済社会では、当事者間での情報格差や時間格差もなくなって完全市場化が現実のものとなることから各種の法的安定性についても動的安定性の更なる確保が重要となるなど、現況においても法制度の基となる立法事実がパラダイム転換している。

藤波進氏は、法社会学的分析手法を用いて、このような状況下で権利義務の配分や資源等の効率的な利用や配分を実現する場合には、情報財に対応できる社会・市場メカニズムの変化に対応した法制度設計が必要であると主張し、そのためには、情報が適正に生成・流通・利用されていくようなメカニズムが必要で、それを法的にどのように担保するかが課題であるとしている。また、個性が強くなる社会の中では、紛争等が多様化する傾向にあり、基本的な規範となる固定的な法制度もやや中間法的にならざるを得ず、紛争解決は制定された基本法の立法趣旨から事実を評価することで措置され、紛争解決の場多くは国境等の制約を受けない仲裁機関等で行われるのではないかと予想されており(藤波進「デジタル経済社会の法制度」、NTTオープンラボ企画、須藤修・出口弘編著『デジタル社会の編成原理 - 国家・市場・NPO -』NTT出版(2003年)80頁以下)また、同様の発想を指摘したものにデビット・R・ケプセル(田畑暁夫訳)『ネット空間と知的財産権』(青土社、2003年)がある。)3-2での情報所有権の考え方は、藤波論文から多くの示唆を得た。

³³ 四宮和夫「物件の価値返還請求権について」『我妻追悼論文集・私法学会の新たな展開』183頁以下、有斐閣(1975年)。また、従来の金銭をめぐる特殊な法律上の地位について整理されたものとして、能見善久「金銭の法律上の地位」星野英一編『民法講座 別巻I』101頁以下、有斐閣(1990年)がある。

³⁴ このうちのいくつかを挙げてみると、加藤教授は、「価値上のウィンカチオ論」を唱えられ、その中で、債権と物権の諸属性が密接不離に関係していることに触れられつつ、財貨の譲渡性・流通性と権利者の特定性の観点か

済の変容を意識した論考も現れてきている。例えば、証券取引を主たる材料に使われているが、決済の電子化を切り口に「情報」という言葉を意識され、「情報技術の進展によって、カネとモノの相対化」の現象が起きていることを指摘されている論考に、本多教授の論考³⁵がある。本多教授は、電子証券に見られるように、キャッシュレス化、ペーパーレス化等により、カネやモノも有体物から離れて観念上のものになっていること、預金以外の金融資産を資金決済手段として利用することが可能になっていること、証券等の取引の活性化により、モノの流動性が高まり、については、情報技術の進展によって、「カネとモノの相対化」の現象が生じているとされ、情報技術の進展に対する金融法制の新しいあり方についての検討の必要性を主張される。

また、森下助教授も金銭や証券取引のペーパーレス化(電子化)に着目し、特に、ペーパーレス化の主流が、口座の記帳により価値や権利の帰属を表そうとするシステム(「口座システム」)における金銭的価値の帰属について論じている³⁶。ここでは、「取引当事者にとってみれば、多くの場合、口座の記帳によって示された金銭的価値こそが取引の対象であって、口座管理機関に対する債権を取引の対象としているのではない³⁷」という認識の下、金銭的価値を物権法ルールに服せしむるための論理を価値の特定性や短期社債振替法や社債等振替法上の善意取得概念を介しながら展開している³⁸。

このような論考が現れてくる背景には、平成14年改正社債等振替法³⁹の成立をめぐる論議・研究が大きな影響を与えているように思われる。森下助教授が着目したように、もともと資金決済も証券決済も資金もしくは証券の口座管理機関に有している口座間の付替という口座記帳により権利の移転を行っており、口座管理機関の間の決済は、口座管理機関が口座を有している振替機関のそれぞれの口座間の付替により行うことも可能になっている。さらに、社債等振替法の成立により、社債や国債の振替において、階層構造(最終的な証券の保有者が間接保有である場合に、

ら、財貨の物権性を主張されている(加藤雅信『新民法大系II 物権法』28頁以下、有斐閣(2003年)他に、『「所有権」の誕生』35頁以下、57頁以下、及び91頁以下、三省堂(2001年)など)。また、神田教授は、通貨を対象とする為替取引、先物取引等の金融取引において「通貨はカネではなくモノとして取引対象そのものとされているのであってこのような場合に当該通貨について一定の条件下で取戻権を肯定できるような法理論が肯定されるべき」とし、さらに、取戻権確保のための特定性を付加するために、公示が必要であるかないかについても、「動産についての所有権留保にはなんら公示性がなく、当事者間で一言そう決めれば第三者効が認められることにかんがみると、そのような公示性は必ずしもないと考えられる。」と主張される(神田秀樹「国際金融取引に関する法的諸問題」金融1992年10月号5-6頁)。また、岩原教授も、外国為替資金に関連して「為替資金は金銭であって特定性に欠けるが、為替債権についての優先弁済の効力を認める立法論は成り立ちえよう」とされ、立法論を展開されている(岩原紳作「電子資金取引に関する法制整備の必要性と課題-金融制度調査会エレクトロニックバンキング専門委員会中間報告をめぐって-第3回」10-11頁、金融法務事情1988年12月5日号)。最近の主張では、久保田助教授が、解釈論によって債権を物権的な権利として強化できないかという問題意識のもと、その可能性について論じているが、先取特権や取戻権を解釈論で認めることと、第三者保護や一般債権者の保護とのバランスから、やはり立法による手当てを主張される(『資金決済システムの法的課題』84頁以下、国際書院(2003年))。

また、このような金銭債権を所有権的に捉えていこうとする考え方は、さかのぼって考えてみると、手形法上の手形理論をめぐる論争の中での所有権説にも参考になる要素があるように思われる。例えば、高窪教授の(新)所有権説によると、「・・・手形の作成によって制度的に定型化された手形所有権が創設され、これが要書的な手形譲渡契約によって要物的に(証券の占有移転効力要件として)移転していく。」(高窪利一『現代手形・小切手法』164頁経済法令研究会(昭和54年)とされ、譲渡の具体的な方法はともかく、金銭債権の所有権的な考え方を提示している。

³⁵ 本多正樹「情報技術と金銭資産の移転に関する法制」100頁、105頁、ジュリスト1194号(2001年)

³⁶ 森下哲朗「電子社会と金融-ペーパーレス化時代の私法的理論私論」『電子社会と法システム』206頁以下、新世社(2002年)

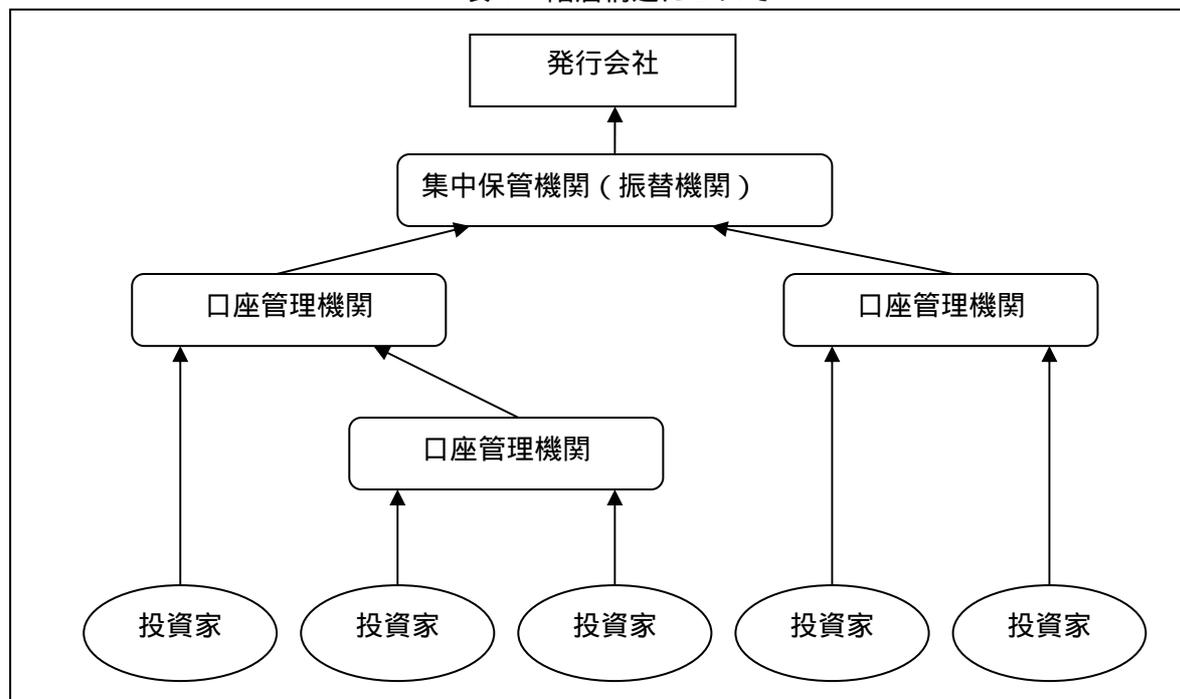
³⁷ 森下、前掲論文、211頁

³⁸ このような口座を媒介にした論理の展開は、とりわけ、昨今のペイオフをめぐる議論において、預金者が口座にある自分の預金は、あくまでも自分の所有物であり、銀行への債権であると認識している人が少ないという事実や、最近の口座の帰属をめぐる判例に関する議論(最近の議論については、金融法務事情1686号(2003年)の「特集=預金の帰属と金融実務」を参考にされたい。)とも重なる問題であると思われる。

³⁹ なお、この社債等振替法に関連して、国債振替決済制度をめぐる法律上の議論を過去に遡り、制度の変遷を解説しつつ、実体法の観点より、同制度を概観し、法的論点を比較法的な側面を含めて提示したものに、嶋拓哉「国債振替決済制度をめぐる実体法上の考察I-IV」商事法務No.1692,1693,1694,1695(2004年)がある。嶋氏は、本年7月まで金融庁総務企画局市場課課長補佐であり、この論文の中で、立法過程を含め、学説等を網羅的に整理している。

その講座を保有している口座管理機関が、振替機関に直接口座を有せず、他の口座管理機関に口座を有し、その口座機関が振替機関に有している口座を通じて決済を行う仕組みのこと⁴⁰。社債等振替法2条7項参照。次ページの表4を参照。)が導入され、譲渡人や譲受人が同じ口座管理機関に口座を持っていなくても、それぞれの口座管理機関が共通の振替機関に口座を持っている場合、それぞれの口座の記帳により決済が行われることになったが、このことは、まさに前述したような仲介銀行を間にした資金移動と類似のシステムであるといえる⁴¹。

<表4 階層構造について>



ただし、上述のように、振込における法律構成が同一性・特定性のある預金の譲渡ではなく、また、振込依頼人や受取人の仕向銀行への譲渡でもなく、あくまで振込依頼人や受取人の仕向銀行なり被仕向銀行なりに対する債権の創設・消滅であるという構成であるのに対して、証券決済のそれは、顧客の保有する証券を物権と同一化して考え、その同一性を保ったまま譲渡が行われる構成になっており(社債等振替法66条76条など)、口座管理機関の破綻があっても、物権としての顧客の権利そのものがすぐに損なわれるわけではない⁴²。このような違いは、従来、振込が銀行に対する得喪とされるのに対して、証券決済では証券という特定物の物権の譲渡とされているからであるが、近年、このような特定性による違いが否定されるケースがでてきている。例えば、アメリカのUCC第8編(1994年改訂)は、口座管理機関に寄託された間接保有証券について特定性を否定し、口座に金融資産を有しているものは、その口座管理機関が保有している財産に対して有する権利を比較的物権とされた、セキュリティ・エンタイトルメントとして認識し、その保有者は、当該口座管理機関とそれが保有する金融資産(セキュリティ)のみを当てにする(UCC第8編503条)。このような場合に、エンタイトルメント保有者の権利は、セキュリティに支配を有する担保物権に後れるなど弱く、セキュリティの不足から生じる損害は保有者全体で負担し、さらに、この結果保有者が被る損失は、証券投資家保護法により保護される。このような仕組みは、預金保険制度等で保護された資金移動の世界によく似ており、証券決済と資金決済の法的構成が近似してきていることを示している⁴³。

⁴⁰ 岩原紳作『電子決済と法』79頁、有斐閣(2003年)

⁴¹ 岩原紳作、前掲書36-37頁。このことから、資金決済と証券決済を口座(もしくは口座記帳)型として、共通の仕組みの下に理解することも提案されている。(例えば、本多正樹 前掲論文、100頁)

⁴² これに対して、振込の場合は、金融機関の破綻により振替依頼人や受取人の権利は、大きく毀損する可能性がある。預金保険があるものの、(先にも述べたように)実際の預金者の意識とはかなりのずれがあることも事実である。

⁴³ 岩原紳作、前掲書80-81頁。逆に預金の移転に証券決済的な構成の可能性を示したものに、本多正樹「金融

3 - 4 債権論と物権論の並存の可能性（「債権論と物権論の二重並行法理」）

これまでの議論を振り返ってみると、3 - 2のような情報所有権という新しい概念のものを除けば、それらは、概ね、これまでも金融法学者を中心とした、資金決済や証券決済を意識した議論であった。そして、以上のような法的分析を通じて、決済方式の変化により、従来より債権・債務論で主に説明されてきた決済の場面において、物権論の関わりがより明確になり、これまでとは違う法的構成の展開も考え得ることが明らかになった。繰り返しになるが、このことは、決済の電子化が進むにつれて、単に金銭データのやり取りだけでなく、それと、同時に様々なデータを送ることが可能になり、さらに、EDI の場合のように、例えば、「金銭」と「物流」のデータが一緒にあることで、全体の決済と物流が終了するようなケースが登場してきたことが背景にある。このような主張は、その専門性を背景にいくつかの入口はあるものの、これまでに参照してきたように最近のいくつかの論考でも散見することができる。

しかし、このような考え方は、物権法定主義の原則からすれば、現在、金銭的価値という「データ」を有体物として捉え、排他性を確保する法はないこと、また、「データ」を仮に有体物と民法上指定し、物権の一部にできた場合でも、「データ」という概念が非常に抽象的であり、範囲と概念を特定化することが難しいことがあること、さらに、「データ」という情報財はそれを排他的に持つよりは、むしろ、その取引の参加者で共有している方が、とりわけ EDI の世界では便利である。従って、物権法における一物一権主義が成立しないと考えられること。そして、

原因関係を形成することになった元の取引は、やはり当事者間の債権・債務の消滅ということであることをかんがみると、現行法制では、やはり試論にすぎず、架空の概念としては成立しても、現実のそれにはならない。

また、実際、社債等振替法で想定される金融市場における証券決済や資金決済の世界、すなわち、金融機関同士が主体となる取引の場合は、上記で検討したような階層構造を持った物権論が有効であると思われるが、やはり、個人や一般商人が当事者になるような取引においては、EDI のように金銭データや商流データといった価値ある情報が電子的に流通するとはいえ、その取引の基本的な原因関係（契約関係など）の終了、つまり代金や売買差金の受渡しによる「債権 = 債務の消滅」（決済のファイナルティ）が問題となる。そこで、口座管理機関や振替機関における口座間でのデータの移転は、物権論的な解釈を用いながら、原因関係である債権債務論を取引全体の法理論として考える「二重並行法理」が考えられ（イメージ図は次頁図2）、この考え方を通じて、決済システム内の物権論的な法理と原因関係をめぐる債権論的な法理の包括的な一体化が可能になるように思われる。

比較的近似している考え方としては、わが国においても以前より検討・研究が行われてきたが、ドイツの有価証券法理における有力説である二元論の立場・考え方⁴⁴があり、その応用も考えられる。すなわち、二元論の考え方では、証券上の権利(Recht am Papier)と証券からの権利 (Recht aus dem Papier)とを区別し、前者を物権理論が、後者については債権理論が適用されることを出発点として、その関連・結合から生ずる修正を論ずる立場にたち、民法 86 条第 3 項の「無記名債券ハ之ヲ動産ト看做ス」という規定から、証券の上のいかなる権利を取得する者が債権者となるかの問題に対して、それは証券の所有者に限ると称することを導き出している⁴⁵。この場合の証券上の権利を金融データに、その証券からの権利を商流データと置き換えて応用して考えてみると、金融データは、社債等振替法の構成と同様に、物権的に移動・譲渡される（送金の場合、最終受取銀行へ至るまでの振替機関の間を移転していく）が、それと付帯している商流データ（送金の場合で言えば、送金指図書に書いてある内容）の存在により、違法占有者による濫用を避けることができると考えることも可能であると思われる。

いずれにせよ、以上のような構成は、全体として取引の基本である原因関係との関連を含んだ債権論を無視することなく、債権者と債務者をつなぐ口座管理機関や振替機関の間は物権論で構成されるため、少なくとも、本来の取引関係とはまったく無関係の口座管理機関や振替機関（これらは金融機関）の破綻が発生しても、受取人である債権者が受取るべき資金は物権的な保護を

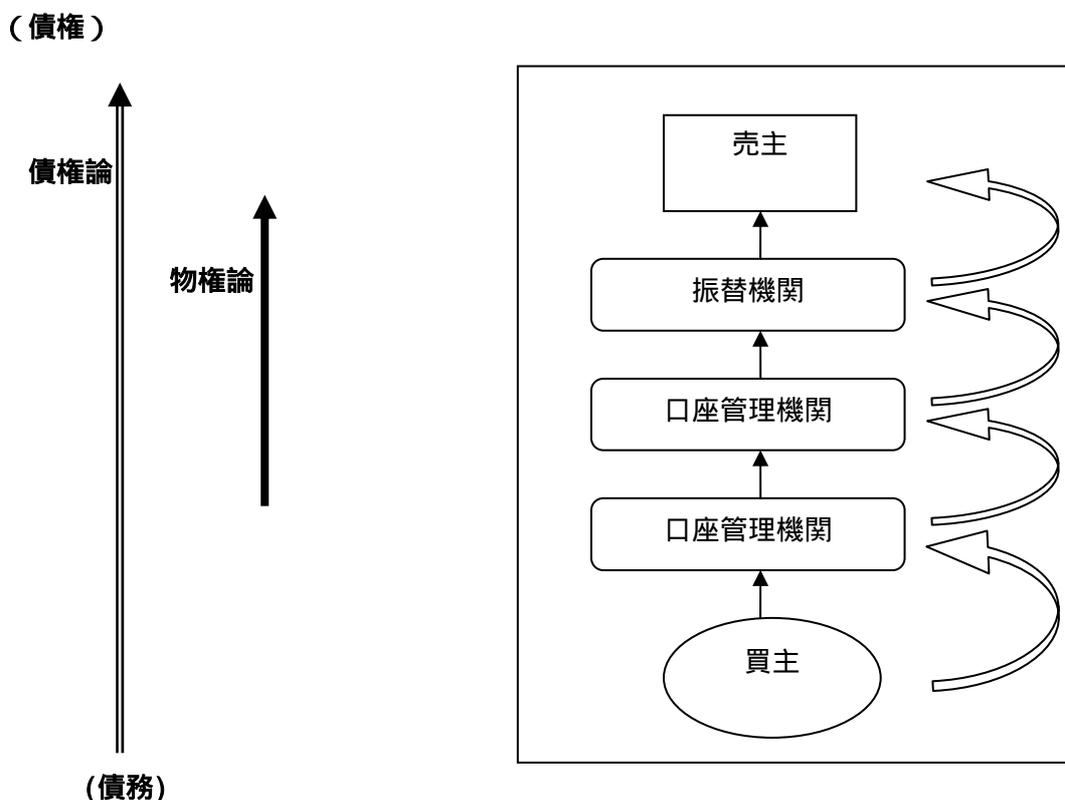
資産の移転に関する法制 カネとモノの横断的考察」民商法雑誌 123 巻 6 号（2002 年）811 頁以下

⁴⁴ 河本一郎『有価証券法研究 - 商事法研究 第 1 巻』229 頁、成文堂（2000 年）、我妻栄「右記名債権の動産性と債権性」田中先生還暦記念『商法の基本問題』378 頁、有斐閣（1952 年）

⁴⁵ 我妻、前掲論文（注 45）411 頁以下

受けるために権利が損なわれることはない。海外送金などのケースで、送金人は受取人に資金が到達するまでどのような経緯をたどるかはまったく不明な場合でも、資金が付け替えられているうちに、振替機関が破綻し、直ちに資金が行方不明になる、もしくは失われ得るというケースはある程度避けることができ、比較的安全・安定した決済法理を構築することができるのではないかと考える。

< 図2 債権論と物権論の二重並行法理 >



ただし、この法律構成において、資金送金後に取引がキャンセルされた場合や、先に述べたような口座管理機関等の破綻のケースにおいても直ちに価値の損失は生じなかったとしても、それが原因で本来資金が到達すべき日に資金が到達しなかった場合の責任の所在など、いくつかの点については、どのような法理で解決を図ればよいのか検討する余地がある。(反面、様々な決済パターンがあり、対処する範囲が確定できないことから、決済全体を包括するような新たな立法は不要であり、解釈論により分析する必要がある。)

おわりに

以上でも紹介してきたように、この決済をめぐる新しい法的思考や論点は、実際には、新しい問題ではなく、むしろ、取引全般の電子化に伴って、潜在的に従来存在していた問題がより明確な形で現れたものであるといえるだろう。その中で、3 - 4で述べているように、全体的に、決済をめぐる法理が、物権的な法理へ向かっていく中で、決済全体の定義である「債権・債務の消滅」という前提を基礎に置きつつも、金融データの移動については、物権論の導入を認めるという、物権論と債権論の並存両立の可能性を指摘している本稿の主張は、金融取引（とりわけ証券決済）に関する法体系に英米法型の物権的要素の導入が図られてきている現在、わが国の法体系全体とのバランスとを考えると、折衷案的な論考としての価値はあるのではないかと考える。

本稿は、電子決済を突破口に従来からあったトピック、例えば、マネーの物権的返還請求権をめぐる議論と同様に、最終的には、金銭価値の法的性質をめぐる物権と債権との理論的かつ制度的再構築という課題につながる橋渡しを試みることを狙って書かれた試論であるが、まだ、考え

方の入口を紹介したにすぎない。また、本稿はあくまでも現行の決済システムを想定して検討されたものであり、次々に新しい決済システムが登場してくる状況下では、今後も継続的な分析・検討を通じて、以上の「古くて新しい」問題の一元的な解決が可能であるかどうか検討する必要があるであろう。